

東社協 福祉施設経営相談室だより 54平成19年1月10日

TEL03-3268-7170 FAX03-3268-0635

Eメール keiei-soudan@tcsw.tvac.or.jp
本相談室だより 54は障害関係施設あて発行されています。

障害者自立支援法移行に伴う当面の会計処理

本相談室に対し、障害者自立支援法移行に伴う会計処理に関連するご相談があり、内容について東京都の指導検査所管（指導監査室指導調整係）に照会したところ、現時点では具体的には下記のとおりとなりますので、お知らせいたします（全4枚）。

記

- 1 障害者自立支援法の施行に伴う会計処理の取り扱いについては、現時点までの間で、国から特段の指示がないため、当面（平成18年度中又は国の指示があるまでの間）は従前の会計処理を継続することしかとる方法がないと思われる。
- 2 事業主体が社会福祉法人以外の場合は、社会福祉法人会計基準とは異なる会計処理も可能であり、どこまでの指示が出されるのかは不明である。
- 3 ただし、国の「運営基準に関する省令」によって示されているように、新たな事業体系のもとでの会計は、「事業所ごとに区分し、他の事業の会計と区分する。」と定められており、新たな事業体系の事業を始める場合又は移行する場合は、新体系の事業は、事業種別ごと、事業所ごとの会計を区分し収支を明確にしておく必要がある。上記「区分する」との定義は経理区分を必ず設定することとは通知されていないが、事業開始又は移行時に遡って「事業所ごとに区分し、他の事業の会計と区分」した明細表作成を求められた場合に対応できるよう起票（仕訳）しておくことは必要と思われる。
- 4 平成18年10月以降、新たに就労支援事業を始める社会福祉法人にあっては事業開始と同時に就労支援事業経理区分を設けることとされている（18年10月2日社援発1002001号通知）。また、その際における勘定科目は平成18年11月13日付『「就労支援の事業の会計処理の基準」の留意事項等の説明』を参照のこと。

- 5 年度途中に移行した施設系の事業（特に障害児施設）については、措置費から施設給付費等の収入に変更されたこととなることから、新体系に移行する以前と以後との会計を区切り（9月までの決算と10月以降の分）、月次報告等を基に9月までの分の決算ができる状況にしておくことが必要である。10月以降も措置児と契約児がいる場合もこれにより対応が可能となる。なお、本件については、年度末までに別途通知発出が望まれるところである。

- 6 複数の給付対象事業を行っている場合は、事業種別ごと事業所ごとの区分が難しいことが想定されるが、その場合の経費按分方法等については、介護保険事業を対象に国が平成13年3月28日通知した「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（老振第18号）等の取り扱いを参考にした適切な会計処理が求められる。

(参考)(老振第18号より具体的な科目及び按分方法を抜粋)

種 類	想定される勘定科目	按 分 方 法
給与費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護職員・医師・看護婦給与等の常勤職員給与 ・ 介護職員・医師・看護婦給与等の非常勤職員給与 ・ 退職給与引当金繰入 ・ 法定福利費 	勤務時間割合により区分。 (困難な場合は次の方法により按分) <ul style="list-style-type: none"> ・ 職種別人員配置割合 ・ 看護・介護職員人員配置割合 ・ 届出人員割合 ・ 延利用者数割合
材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護用品費 ・ 医薬品費 ・ 施設療養材料費 ・ 施設療養消耗器具備品 ・ 診療材料費 ・ 医療消耗器具備品費 	各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は次の方法により按分) <ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合 ・ 各事業別収入割合
	給食用材料費	実際食数割合により区分。 (困難な場合は次の方法により按分) <ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合 ・ 各事業別収入割合
	その他の材料費	延利用者数割合により按分 (困難な場合は各事業別の収入割合により按分)
経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福利厚生費 ・ 職員被服費 	給与費割合により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費交通費 ・ 通信費(通信運搬費) ・ 交際費 ・ 諸会費 ・ 雑費 ・ 渉外費 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延利用者数割合 ・ 職種別人員配置割合 ・ 給与費割合
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 ・ 消耗器具備品費 ・ 保健衛生費・被服費 ・ 広報費 ・ 教養娯楽費・日用品費 	各事業の消費金額により区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
	車両費	使用高割合により区分。 (困難な場合は次の方法により按分) <ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎利用者数割合 ・ 延利用者数割合
	会議費	会議内容により事業個別費として区分。 (困難な場合は延利用者数割合により按分)
	光熱水費	メーター等による測定割合により区分。 (困難な場合は建物床面積割合により按分)
	修繕費(修繕維持費)	建物修繕は、当該修繕部分により区分、建物修繕以外は事業個別費として按分 (困難な場合は建物床面積割合で按分)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃借料 	賃貸物件特にリース物件については、その物件の使用割合

	<ul style="list-style-type: none"> 地代家賃費 	<p>により区分。</p> <p>(困難な場合は、建物床面積割合により按分)</p>
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> 建物床面積割合により按分 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で、損害保険料等は延利用者数割合により按分
	租税公課	<ul style="list-style-type: none"> 建物床面積割合により按分 自動車関係は送迎利用者数割合又は使用高割合で按分
	保守料	保守契約対象物件の設置場所等に基づき事業個別費として区分。(困難な場合は延利用者数割合により按分)
委託費	<p>委託費(寝具)</p> <p>(給食)</p> <p>(その他)</p>	<p>各事業の消費金額により区分。</p> <p>(困難な場合は延利用者数割合により按分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 延利用者数割合 実際食数割合 建物床面積割合 延利用者数割合
研修費	<ul style="list-style-type: none"> 謝金 図書費 旅費交通費 研修雑費 研究材料費 	<p>研修内容等、目的、出席者等の実態に応じて、事業個別費として区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p>
減価償却費	<ul style="list-style-type: none"> 建物減価償却費 建物附属設備減価償却費 構築物減価償却費 	<p>建物床面積割合により区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p>
	医療用器械備品減価償却費	<p>使用高割合により区分</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p>
	車両船舶減価償却費	<p>使用高割合により区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p>
	その他の器械備品減価償却費	<p>使用高割合により区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> その他の有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費 	延利用者数割合により按分
徴収不能額	徴収不能額	<p>各事業の個別発生金額により区分。</p> <p>(困難な場合は各事業別収入割合により按分)</p>
引当金繰入額	<ul style="list-style-type: none"> 退職給与引当金繰入 賞与引当金繰入 	<p>給与費割合により区分</p> <p>(困難な場合は延利用者数割合により按分)</p>
	徴収不能引当金繰入	<p>事業毎の債権金額に引当率を乗じた金額に基づき区分。</p> <p>(困難な場合は、延利用者数割合により按分)</p>
支払利息	支払利息	<p>事業借入目的の借入金に対する期末残高割合により区分。</p> <p>(困難場合は、次の方法により按分)</p> <ul style="list-style-type: none"> 借入金の主として土地建物の所得の場合は建物床面積割合 それ以外は、延利用者数割合

以上